

戦争か平和か

安保法制は「欠陥自動車の無法運転」と言い続けます

安保法制違憲訴訟埼玉の会 原告 控訴人 石垣敏夫

● 国・被告は「安保法制は違憲でない」という着物で隠しています。

みなさん既にご承知の通り、安保法制は横島内閣法制局長官が合憲と虚偽証言したことから成立したのです。車で例えれば新車を発売するとき、欠陥車(違憲)であるのに、それを伏せ安全(合憲)として売り出したのと同じです。憲法98条「違憲の法律は効力を有しない」のです。横島発言は国会答弁(文末・記載国会議事録)から明らかです。

1 違憲立法の強行施行について(欠陥自動車の無法運転)

一番で国・被告は国会での見解に対する、違憲か、違憲でないかについての見解を述べず、審議を避け、国賠補償裁判であるから「本件で原告らが違法行為として請求の原因に挙げているのは、平和安全法制関連2法の制定等や自衛隊の部隊に対する駆け付け警護の任務付与及び自衛隊艦船による警護の実施にすぎず、原子力発電所の事故のように直ちに原告らの身体等に直接かつ具体的な影響が生じ得るものではない」。(平成30年3月14日被告準備書面 1)と被害実証のみを求めている。裁判所は国・被告に対し「安保法制は違憲ではない」という根拠を求めることなく、「被害の実証のみを求め棄却判決」を一審で下した。これでは欠陥車か正常車か、裁判所は確かめていないのです。

裁判所はまず、安保法制の違憲性の有無、法の制定過程等を審査し、その後原告の被害の立証、近未来における被害の蓋然性の有無について審査することで、一番は裁判所の役割を果たしていません。

2 法治国家は憲法・法によって人々の生命・財産・人格権・平和的生存権・幸福追求権

を保障しているはずですが、自動車運転手は法を無視して、今事故が起きていないから

と言って、無法運転を続けることができるのでしょうか。

分かり易く、車運転に例えますと

1)車の免許証取得者が、運転を行い、国・道路交通法で定めた、スピード制限を無視し、車を走らせ続けることはできますか。事故が起きるまで放置することは許されますか。

一審の棄却判決では、運転手が、スピード制限(道路交通法)を超えて、違法走車しても、事故を起こさないから、と言ってスピード制限を守らず、通行人が「危ないから、怖いから、違法運転手を逮捕して欲しい」と伝えても、これを要求した通行人自身が実際に被害に遭遇し、被害届を出さない限り、警察はそのスピード違反者を取り締まることはできない、と言っているのに等しいです。

一審の裁判官は被告の違憲行為の有無を審議せず「実害(精神的被害を無視)が起こらない限り、スピード違反者を逮捕または有罪にできない」と述べているのに等しいのです。

運転手がスピード違反を犯している場合、現在の警察は、被害が発生しなくても逮捕しています。

これは法の役割であり、法の遵守が人々の生命・財産権等を守り、法によって人々の生活・安全が保障されるからです。この普遍的と言える法の役割を認識せず、安保法制違憲訴訟は「原告の具体的被害が認められない」と「棄却」判決を下し、一審の裁判官は違憲判決を避けています。

3 閣議決定はクーデター

東大法学部教授石川健治氏は安保法制・集団的自衛権の行使・閣議決定はこれまでの政府見解を覆すクーデターと述べています。これは石川教授が、政府の行為は違憲の法律を曲解し合憲と判断したことについて、その行為を一つの犯罪、として捉えているからでしょう。

4 国家賠償法・補償額について

私たちは国の違憲行為、国賠補償で、平穩・^{せいひつ}静謐に暮らす権利、人格権の侵害、平和的生存権の侵害、幸福追求権が侵害されたとして、その被害の補償として、原告一人当たり、10万円の請求を行っています。これは精神的被害であり、精神的被害額を正確に算定することは極めて難しいことだと理解しています。

例えば子どもがいじめられ「遊んであげない、クサイ、ゴミ、死ね」と言われ、精神的に傷がついても、心の傷は測定できないと、同じことを言われても、平気な子どもがいるから、と言って「受忍論で放置する」ことなど許されることでしょうか。

戦争が起これば、生命・、財産等の直接被害となり、一人当たり数千万円を超える額になりますが、国は保障できるのでしょうか。

周知の通り、朝鮮半島、台湾海峡、中東等における状況は絶えず緊迫し、いつ参戦・交戦に入るか、分かりません。その状態に入るまで国・裁判官は放置するのでしょうか。

5 戦争が起きたら先のアジア太平洋戦争同様、その責任は当時の国民であり、一億

総^{さんげ}懺悔で終わらすのでしょうか

現憲法9条は、既に安倍内閣以前の政府見解で専守防衛、必要最小限度の自衛権は認めるが、集団的自衛権は認めない、という法解釈の下で、戦後76年間、ベトナム戦争への介入等戦争の危機をこれまで回避してきました。今回の一見明らかな違憲行為を、憲法の番人である、司法権を持つ裁判官が認めず、もし日本が集団的自衛権の名の下に交戦に入れば、今度は裁判官の職務・職権、憲法76条を行使しなかった「裁判官の戦争責任」が問われることになります。今回の判決はみなさんを含む私たちの命、日本の歴史を決定的に左右する判決となります。過去の大戦で日本人310万人、アジア人2000万人、欧米人 30 万人の命が奪われました。死者から学ぶことは何か、それは大戦の反省から生まれた現憲法9条を守り、すべての命を守ることはないでしょうか。

以下は国会議事録

出典:国会議事録平成28年10月20日参議院外交防衛委員会

民進党・新緑風会 小西洋之議員

1972年(昭和47年)5月12日

内閣法制局真田次長答弁

「連帯的關係にあったからと言って、わが国自身が侵害を受けたのではないにも関わらず、わが国が武力をもってこれに参加するということは、これはよもや憲法9条で許しているとは思えない」。

1972年(昭和47年)9月14日

内閣法制局吉国長官答弁

「憲法第九条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだということが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなく、法律論として、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何

回も申し上げましたが、あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるとというのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではない、という法律論として説明しています。非常に緊密な関係に、かりにある国があるとしたとしても、その国の侵略が行なわれて、さらにわが国が侵されようという段階になって、侵略が発生いたしましたならば、やむを得ず、自衛の行動をとるということが、憲法の容認するぎりぎりのところだという説明をいたしておるわけでございます。そういう意味で、集団的自衛の権利はございまして、これは憲法上行使することは許されないということに相なると思います。

1983年(昭和58年)2月22日

内閣法制局角田長官答弁

「集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然取らざるを得ない、と思います。したがって、そういう手段をとらない限りできないということになります。

安倍外務大臣(当時)

「法制局長官の述べたとおりであります」。

谷川防衛庁長官(当時)

「法制局長官の述べたとおりでございます」。

横島長官の虚偽答弁

小西洋之参議院議員の内閣法制局横島長官に対する質問と答弁

2015年(平成27年)3月24日

小西洋之君

「同盟国に対する外国の武力攻撃ということもここに概念的に含まれるという風に、考え出したのは、横島長官、あなたが初めての法制局長官ということによろしいですね」。

横島内閣法制局長官

「同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和47年の政府見解そのものの組立から、そのような解釈、理解ができるということでございます」。

2015年(平成27年)6月11日

小西洋之君

「47年見解を作ったときに、限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたのですね」。

横島内閣法制局長官

「法理といたしましてはまさに当時から含まれている」。

2015年(平成27年)は8月3日

小西洋之君

「7.1閣議決定の基本的な論理(注:集団的自衛権行使を含む論理)について、この4名の頭の中にあつて、それが47年度見解の中に当時書き込まれたという理解でよろしいですか」

横島内閣法制局長官

「そういう考え方を当時の担当者は皆もっていたということであろうというお答えをしている」。

この横島長官の答弁は虚偽事実であり、「新解釈」は無効です。この解釈変更は、単なる解釈の変更ではなく、国民を騙した行為であり、犯罪とも言えます。

以上